



訪問型一時保育の ご案内

野田市では、児童を家庭で保育している保護者が、病気や冠婚葬祭などの理由で、一時的に児童を保育することができなくなった場合、自宅に保育士を派遣して保育を行うサービスがあります。

1. 対象となる児童は？

生後57日～10歳までの、保育所に入所していないお子さんが対象です。普段は自宅でお子さんを保育しており、保育する人（父や母など）が急にケガや病気、介護、または冠婚葬祭などのやむを得ない事情で、一時的に保育できないご家庭のお子さんになります。

2. 保育の場所は？

お子さんの自宅で保育します。

3. 利用できる日時は？

1月4日から12月28日までの平日・土曜日・日曜日・祝日のいつでも利用可能です。利用時間は、午前8時から午後6時までの間で、1日8時間までです。ただし、派遣される保育士が確保される場合に限りです。

4. 申し込み方法は？

利用希望日の3日前までに、市役所児童家庭課の窓口で申し込んでください。
※急ぎの場合はご相談ください。

5. 利用料金は？

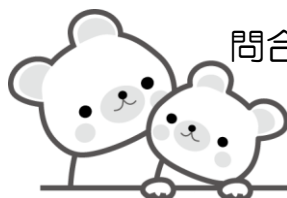
平日4時間以下 1,000円（4時間を超えると1時間あたり250円）

休日4時間以下 1,200円（4時間を超えると1時間あたり300円）

※同時に2人以上の児童を保育する場合は2人目以降が半額に減額されます。

※所得に応じて減免制度があります。詳細は児童家庭課にお尋ねください。

※おやつや食事が必要な場合で用意ができない場合は実費負担で用意します。



問合せ 野田市児童家庭部児童家庭課

04-7125-1111

(内線 2996)